

市立高教組ニュース

第 1 号 R5 (2023) 年 9 月 12 日 (火) 発行

発行 仙台市立高等学校教職員組合
〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10
仙台市国分町分庁舎 Tel. (022) 262-2289
書記長 鶴 順二

リフレッシュ職免2日新設

市労連夏期交渉（6月14日の第3回団体交渉にて妥結）で、当局から以下の回答を得ました。

令和6年度から、正職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を除く）に対し、定年の段階的引き上げの実施を踏まえ、一定の勤務年数等に応じたリフレッシュのための職務専念義務の免除を新たに付与することとする。なお、その期間は2日とし、付与の要件等の具体的な取扱いについては、単組交渉とする。

これは、『定年延長に伴い61歳の職員に職免2日を新設すること。』という要求に対する回答です。今後高教組では、学校で働く仲間、仙教組と学職組の三者で詰めの交渉にあたることにしています。

7月27日の教育長交渉で組合が訴えたこと

1. 多忙化解消に関する事

昨年から引き続き、組合代表も参加している市教委総括安全衛生委員会で明らかになっている多忙化問題に対して、早期に解消策を示すよう申し入れました。組合からは、具体的な要求として以下の事項を提示しました。

- ・タイムカードをICカードに切り替える際には、学校の実情に応じたICカードリーダーの配置を行うこと。同時に在校時間記録簿をなくすこと。
- ・「市民開放講座」実施にあたっては、実施校の意向を尊重し、無理に押し付けないこと。
- ・宮城教育大学教職大学院の学校教育創造・研修校になっている仙台高校において、院生の指導担当教員に対して業務軽減のための加配を行うこと。
- ・奨学金受付業務に関して、会計年度任用職員の加配を今後も継続すること。 など

2. 賃金・手当等生活改善に関する事

- ・修学旅行引率の際に職員が手出しをすることがないように旅費規程を見直し、実費支給すること。また、修学旅行手当を増額すること。
- ・昨年度の人事委員会勧告で行政職の会計年度任用職員に期末手当として0.1月分加算されることに伴い、市立高校における会計年度任用職員である非常勤講師に対しての時間単価を増額すること。 など

3. 民主教育推進に関する事

- ・各校で行っている主権者教育については、選挙管理委員会主導のもと、市議会各会派の議員の話を聞くことが出来るなど生徒が主権者のひとりとして自覚できるような内容とすること。

4. 福利厚生に関する事

- ・職員が受診するすべての再検査を職専免扱いとすること。

今回の要求団交に対する回答交渉は来年2月に行われる予定です。各職場でのアンケートのご協力ありがとうございました。また、人事に関しては11月の人事問題懇談会の場で話し合いを行います。

【組合が勝ち取った成果は、教職員全体に適用されます】

組合の運動で実現した権利は、組合員だけに適用されるのではなく、すべての教職員に適用されます。だから、組合に入らなくても自分の権利は守られるという考え方もあるかもしれませんが、けれども、みんながそう考えたら組合員がいなくなり、組合はなくなります。みなさん、ぜひ組合に加入してください。

仙台市立高等学校教職員組合は、仙台市教育委員会と対等に交渉できる唯一の団体です。

